

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月26日(月) 午後1時30分から午後3時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について
追加議案第1号 下限面積の設定について

5. 農地利用最適化推進委員 13名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗原繁
事務局次長 野口武士
主任 高見直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、7月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	9番 木村俊之委員、10番 爲ヶ井晴一委員のご両人にお願いま
	す。なお、本委員会への欠席通知は、ございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願
いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	受付番号291号では、譲受人は当該農地の耕作者です。申請農地
	は譲受人の住まいに隣接しております。譲渡人は耕作が難しいこと
	から、今回、所有権の売買を行うものです。次に受付番号292号
	では、譲受人は市内で耕作している市内在住の方です。申請農地は
	譲受人の住まいから約2.4キロに位置しております。譲渡人は耕
	作が難しいことから、今回、譲受人へ贈与を行うものです。各号と
	も申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま
	す。そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思わ
れます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していない	
ことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
11番	受付番号291号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地
	は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用
	したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑を

	<p>かけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
7番	<p>受付番号292号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑 ご発言を願います。</p>
	<p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p>
	<p>ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。</p>
	<p>（起立全員）</p>
	<p>起立全員でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。</p>
(議案第2号)	<p>引き続き、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についててを議題といたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p>
	<p>受付番号293、294号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。293号は、自己住宅敷の拡張をするものです。申請農地には、申請人の住まいを建築した際、排水場所までの排水管を埋設設置しております。このたびこの農地が売却予定となり、排水管は引き続き必要なため、排水管理設部分を分筆し、自己住宅敷の拡張として申請を行うものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。</p>

	<p>294号は、農家住宅敷の拡張をするものです。今回、敷地内で住宅の建替えを計画し、改めて自分の土地を調査したところ、申請農地を昭和45年以前より宅地として使用していたことが判明し、現況に合わせるため、農家住宅敷の拡張として追認の申請を行うものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
8番	<p>受付番号293号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般、申請地につき農地法第4条1項の規定による許可申請を致します。まず初めに許可が必要だと知らなかったとは言え車の出入りができないため申請地の一部を出入り口として利用してしまったことは深く反省しています。また、私は住まいを建築した際、排水場所がなく申請地に排水管を設置し、耕作を続けて参りましたが、このたび、申請地隣接の土地を売却予定となりましたが、今現在も排水場所がなく、排水管理設部分だけは売却することはできないため、土地分筆登記をして私の所有地として残す決意をしました。その結果、農地ではなくなってしまったため、農地転用許可を取得しなければならぬと知り大変ご迷惑をおかけしました。今後このようなことはない様、十分注意していきますので、どうかご理解いただけますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願います。</p>
11番	<p>受付番号294号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>建築敷地は平成23年に相続により取得した土地です。現在住んでいる建物は、昭和41年に新築した建物を昭和48年、52年、平成3年に手を加えて住んでいます。近年建物の老朽化によりいろいろ</p>

	<p>る不便を感じるようになり、農家住宅の建替えを考え土地を調査したところ、申請地が農地であることが判明しました。この土地は先代が所有していたときから農家住宅の敷地として使用していました。現在は、昭和53年に建築した物置がありますが、以前は家畜小屋、納屋がありました。そのときの除却前、除却中の写真を参考にしてください。また、写真2でわかるように西側は農地ではありません。なお、現在の物置はこれからも利用しますので今回、農地である以上、必要な手続きを取得し、是正をしたいと思います。以上のような理由から、今回の農地法第4条許可申請を致しますのでご許可の程、何卒よろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p>
(議案第3号)	<p>引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>議案第3号 受付番号295号から第299号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。295号は、福祉施設を設けるものです。譲受人は、平成19年から特定非営利活動法人として、市内で障がい福祉サービス事業を展開している法人です。現在、市内2か所の通所サービス事業所は利用定員数を超えており、定員数の解消及び新たな利用者を受け入れるため、今後2か所の事業所のうち賃借物件である1棟を返却し、新たな事業所建築(平屋バリアフリー)を計画しております。申請農地は、現在の事業所と同地区に位置し、事業所間の職員移動が円滑に行えるため、今回、福祉施設敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。296号は、先月6月定例</p>

会で承継者の変更申請案件として、ご審議いただき、今回はその承継者が権利移転を行うため、譲受人として5条申請を提出しております。承継者の変更について、6月25日に許可相当と決定いただいておりますことから、本案件につきましては、事務局の説明をもちまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。297号は、駐車場敷を設けるものです。現在家族全員が1台ずつ車を所有し、自宅敷地内では手狭なため、以前より借りていた隣接の駐車場を今後も使用したいと考え、譲渡人と売買協議が整ったため、改めて土地を調査したところ、申請地が農地であることが判明し、改めて農地法の許可を得て是正したく、現況に合わせるため、駐車場敷としての申請を行うものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。なお、申請農地は、農用地区域（青地）から今年の5月17日に除外されていることを確認しております。298号は、駐車場を設けるものです。譲受人は、平成17年から東京都に本社を構え、宅配便など各種運送業を営んでいる法人です。にある営業所は、近年のネット通販とコロナ禍の外出自粛による宅配利用の増加により、従業員を増員し、取扱量の増大に対応しておりますが、現在の従業員用駐車場は手狭となり、従業員駐車場を確保する必要があり、駐車場敷地として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。299号は、自己用住宅を設けるものです。譲渡人と譲受人は親子となっております。譲受人は現在市内のアパートで暮らしています。将来を考え、自分達の住宅の建築を考えていました。譲渡人である娘夫婦の父親に相談したところ、父親が所有している農地に建てても良いことになりました。申請農地は、譲渡人の住宅の直ぐ南側に位置し、隣接して暮らすことで、今後、お互いに助け合いながら生活でき、安心して暮らせることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。なお、申請農地は、農用地区域（青地）から今年の5月17日に除外されていることを確認しております。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われまます。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほ

まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
申請地は、（詳細に説明）です。
なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
弊社は、宅急便などの各種輸送に関わる事業を日本国内及び海外に展開しております。社員数18万3千人、営業所の拠点数は
7300余りを超えるところであります。羽生市南センターは、主に羽生市内を営業エリアとし、平成7年11月に現住所に開設し、
個人・法人のお客様に高品質な小口輸送サービスを提供しております。現在、同センターには、搬入・搬出のための輸送車両が1日当たり4トン貨物車6台、大型貨物車10台が出入りしております。
本年4月までの直近1年間の年間取扱量は、同センター着荷物は
77万5520個、配送荷物においては56万7511個、日平均では到着荷物2125個、発送荷物1555個となっております。
これらの配送荷物は、社員27名、パート職34名で、繁忙期には臨時に10名前後のパート職を雇用しながら、同センター内に配置しておりますクール便車など2トン積み貨物車13台、軽貨物車3
台の計16台で、市内各所の個人・法人様に配送を行っております。羽生南センター開設以来これまで、同センターでの取扱量の増大に
合わせ従業員も増員し、従業員用の駐車場が不足したために、平成25年11月には隣接した土地を従業員用駐車場として借り上げて
駐車場を確保致したところです。しかしながら、近年、アマゾンや楽天等に代表されるネット通販の利用が増えており、さらに昨年からは、コロナ過による外出自粛による宅配便の利用も増えておりま
して、さらに配属社員とパート職の増員も検討しておるところであります。これまで従業員の増員もあり、隣接地に借り上げた従業員
駐車場では手狭になっておりまして、現在は縦列駐車を行うなどしながら何とか通勤車両を止めている状況となっております。特に、
パート職の出勤は、朝・昼・夕以降と3交代制の中、取扱量の多い時には、通勤者と退社する者が重複する時間帯が生じてしまうこと
もあり、従業員駐車場の確保が喫緊の課題となっております。このたび、駐車場用地の拡張について、近隣の土地所有者に相談を申し上げたところ、従業員駐車場として貸して頂ける運びとなりましたこと
から、今回、上記土地について、従業員用の駐車場として農地法第5条の農地転用申請を致すものです。
以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。

5番	受付番号299号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	このたび、申請地に住宅を新築したいので申請致します。私達夫婦は、アパートの借家に住んでいます。そろそろ、子供が生まれた時のことを考えるようになりました。現在の住まいでは、2人暮らしは十分ですが、これからのことを考えると手狭な感じがします。
	また、近隣の騒音にも悩まされ、生活に不快感を感じるようになり、他人を気にしないですむ自分の家を持ちたいと思いました。職場も近くになるので大変助かります。申請地は、日当たりも良く住宅を建築するに最適な場所です。なお、私達は土地建物を所有しておりません。何卒、よろしくお願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑、ご発言を願います。
7番	住宅の場合の転用面積の上限は何㎡ですか。297号については、全体で何㎡の申請となりますか。
事務局	住宅の転用面積の上限は、500㎡で農家住宅の場合には1000㎡が上限となります。297号については、既存の敷地が266.48㎡、申請が176㎡の併せて442.48㎡となります。
	（発言なし）
議長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第4号)	続きまして、議案第4号、農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。当該整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律により、羽生市長から意見を求められております。事務局である農政課より説明した後、各担当委員より調査結果

	の報告をいただき、慎重なるご審議の程、よろしく申し上げます。
農政課	それでは、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更について」につきまして、ご説明申し上げます。本案は、令和3年4月に受けました、農用地域からの除外の申出2件、につきまして、農業委員会の意見をいただくため、審議をお願いするものでございます。
	「農用地域からの除外」は、今後長期間にわたって農業上の利用を図るべき地域として設定した「農用地域」、通称「青地」から、農業以外の土地利用を図るため、対象となる土地を農用地域から除外する手続きになります。審議後、その他関係機関からの問題点の指摘がなければ、10月に除外の手続きが終了となる予定です。農地転用の手続きは11月以降となる予定です。それでは、順次概要を申し上げます。事案番号1番は井泉地区の案件になります。1番の案件につきましては、分家住宅の用地を確保するものでございます。市外でアパート住まいをしている息子夫婦が父の所有する土地に分家住宅を建てるための手続きになります。事案番号2番は手子林地区の案件になります。2番の案件につきましては、工場の敷地拡張でございます。事業拡大に伴い、既存敷地が手狭となり、工場敷地を拡張するための手続きとなります。以上が農業振興地域からの除外の案件になります。今回農用地域から除外する農用地面積は、1,724㎡です。また、本案につきましては「農業振興地域制度に関する羽生市運用方針」に規定する除外目的要件を満たしており、また、市のまちづくり政策課、及び埼玉県加須農林振興センターとの事前相談を踏まえて提案しておりますことを申し添えます。それでは、慎重なるご審議のほどよろしくお願いいたします。
7番	事案番号1番について調査報告をいたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地について、（詳細に説明）です。
	続きまして、除外事由について朗読いたします。
	平成27年10月に結婚し加須市にアパートを借り生活して参りました。長男ということもあり、そろそろ実家の両親を安心させることはできないかと考えていた矢先、昨年私の父が脳出血に倒れ回復の方向に向かいつつありますが、要介護の初期状態にあります。そんな状況なため、少しでも父のそばに建築するのが最善と考え、申請地に建築することを決意致しました。建物が無い農用地以外にも2か所ありますが、建築するには不向きであり、実家からは距離もあ

	<p>り、申請地に建築することで両親も安心できると告げられ、これからも助け合いながら、また実家の手伝いをより積極的にしていきたいと思えます。どうか諸事情を考慮いただき、ご許可くださいますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
6番	<p>事案番号2番について調査報告をいたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、(詳細に説明)です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>弊社は、昭和8年に設立し、現在地でこれまでゴム精練加工業を営んで参りました。おかげさまを持ちまして、業績も堅調ながら順調に伸びてきております。特に、昨年より受注業務が拡大し、社員には通常時間以外でも業務に就いて頂いておりますことから、近々には、社員の募集も行う予定としております。工場・倉庫に於きましては、これまでも業績の伸びに合わせ老朽化した倉庫の建替えや工場の新設を行ってまいりまして、昨年は老朽化が顕著である木造の作業所と食堂を取り壊し、倉庫を建て替えたところです。その際、建築確認の未申請の上屋等があり、是正処置を埼玉県熊谷建築安全センターのご指導の下で是正を行ってまいりました。しかし、テント倉庫が未対応となっており、羽生市より早期の是正指導を受けております。他方、弊社では倉庫、工場、検査室、倉庫について業務効率の向上と施設の老朽化が進んでいることから、ここ数年の内において建て替えを検討しなければならない状況があります。これらの問題・課題に対応するには、既存敷地内では、既存建物や納品・出荷のための荷捌きスペースや運搬用パレット等置場は必要不可欠であり、敷地拡張をしないと対応できないところです。申出地も含め拡張予定後では、敷地面積は7,700㎡を超えますし、既設と新設予定の工場・倉庫の建築面積については3,000㎡を超えることが想定されます。今後になります、敷地拡張による開発行為の手続き等には、羽生市雨水流出施設の確保や工場立地法に基づく緑地も設けなければなりません。昨年に駐車場用地として、農振農用地の除外申出を行ったところですが、その時点では、拡張予定地の土地権利者に於いては、土地の売り払いについて、良い返事が頂けないところでしたが、このたびようやく売り払いについての内諾を得ることが出来ました。弊社は、この地で創業以来88年が</p>

	<p>経過し、2年後には90周年を迎えるところであり、近年の会社経営では、コンプライアンスが様々な面で求められておりますし、今後の会社の成長のためにも必要なところでもあります。以上のことから、今回農振農用地の除外申出を行うものですのでこれらの諸般の事情のご理解を賜りたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第4号農業振興地域整備計画の変更については、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第4号については、同意することに決定いたします。</p>
(追加議案第1号)	<p>続きまして、追加議案第1号 下限の面積の設定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>下限の面積の設定について、ご説明いたします。</p> <p>平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で下限の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できるということです。また「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会は毎年この下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について審議することとなっております。</p> <p>農地法施行規則第17条第2項には「農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は10アール以上であること。」という規定があります。羽生市の下限面積設定状況につきましては、現在50アールに設定されております。安定した農業経営を継続していくという考え方からも現在の基準面積以上は必要ないと考え、現行の面積で意欲ある新規参入者の障害にもならないという考えでおります。また、現行の下限面積以下にすることで農地の流動化が激しくなり、安易な気持ちで農地を取得するものが増え、更なる遊休農地の増加または優良農地の減少が起りやすくなることや、小規模農家を増加させ、担い手の利用集積等に支障きたすとともに、農地の細分化を招くおそれがあるため、現行の面積以</p>

	<p>下にすべきではないと考えております。以上の理由により、下限面積の設定については「羽生市全域、下限面積50アール」で変更は行わないことを提案いたします。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>以上で、事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている追加議案第1号 下限の面積の設定については、事務局の説明のとおり、変更は行わないことに、賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、追加議案第1号については、面積50アールの変更は行わないことに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、皆様の調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり、住宅敷 12件、店舗敷 1件、共同住宅敷 1件、建売住宅敷 1件、工場敷 28件、駐車場敷 1件でございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項2 農地法第4条第1項第9号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは耕作を行う者が、農業用施設用地として農地を使用する場合、面積 2アール未満までについては、農業委員会へ届出を行うこととなっているものです。届出になりますので、皆様の調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。今回、住宅の建築を計画している中、改めて土地を調査したことで判明し、現況に合わせるため、農業用倉庫敷として届出を行うものです。</p> <p>報告事項3 農地法第4条の規定による許可申請の取下げについてでございますが、こちらは、申請人から取下願いが提出され、先月の議案第2号 受付番号227号で、書類不備により審議を保留にしているものでした。</p> <p>報告事項4 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについてでございますが、こちらは、譲受人から取下願いが提出され、先月</p>

	<p>の議案第3号 受付番号229号で、書類不備により審議を保留にしているものでした。</p> <p>報告事項5 農地法第5条の規定による届出の取消しについてでございますが、これは、今年の5月27日に受理した案件で、今回、譲受人の人数が1名から2名に変更することから、届出の取消を行ったものです。なお、議案書8ページ、報告事項1 受付番号244号では、2名の共有名義で届出が提出されています。</p> <p>報告事項6 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約や農地転用申請に関する解約となりますが、4件ございました。ご確認の程、宜しくお願いします。</p> <p>報告事項7 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました6月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、5条 14件ございました。</p> <p>① 令和3年度農業委員会研修会の開催について</p> <p>② 8月の定例農業委員会の日程について</p> <p>③ 農地相談会について</p> <p>④ 農地パトロールについて</p>
議長	(発言なし)
	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和3年 7月 26日</p> <p style="text-align: right;"> 会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____ </p>	